

アール・スタンレー・ガードナーの 「ペリー・メイスン」作品における 1949年以降の前書きの2つの動因

日吉和子

はじめに

アール・スタンレー・ガードナーの「ペリー・メイスン」作品の前書きで、1949年以前の前書きについては、前回論じている¹⁾。ここでは、1949年以降の前書きについて考察することにする。既に言及されているように、この対象期間の50作品中46作品に前書きが添付されている。その数の多さに加え、それらはある一貫したメッセージを伝えるために書かれていると言う特徴を持っている。ここではその一連の前書きを生み出すことになる動因について見てゆくことにする。

一連の前書きの動因

a. ハーバード大学医学部法医学教室のリー警部のセミナー

これらの前書きの始まりを告げるのが、1949年に出版された33番目の作品、*The Case of the Dubious Bridegroom*（これ以降作品の前書きに言及するときにはそれぞれの番号を使用することにする）に付けられている前書きである。ここで彼は「この作品はどちらかと言えば、いつもとは違う状況の下で書かれた」と書き始めている。その理由として、彼は、この作品の最後の部分に取り組みながら、ハーバード大学医学部の法医学教室で開催された殺人事件捜査に関するセミナーに出席していたことを挙げている²⁾。

これは、ボストン市とマサチューセッツ州両警察が協力しているセミナーで、その主催者として、ニューハンプシャー州警察のフランシス・G・リー警部が紹介されている³⁾。「作業がぎっしり詰まった」6日間のスケジュールで、年2回開催されるこのセミナーの参加者は、「州知事の許可」を得て、「州警察の長官からの人物証明書」または「フランシス・G・リー警部自身からの特別許可」を必要とする「州警察の粒よりの警察官から注意深く選ばれた」「厳選された」人々である⁴⁾。参加者人数は、「20人以下に限定」されていたことから、その参加競争は激しく、「そのセミナーへの出

席招待状は警官社会では女優になりたいと切望する女性たちによるハリウッドへの招待と同じぐらい求められている⁵⁾とカリフォルニア州に拠点を置き、「ペリー・メイスン」作品のラジオ番組や映画化を通してその方面をよく知るガードナーらしい比較を披露している。

「より能率的な調査仕事の分野の先駆者」であるリー警部により注意深く選抜された8人から10名の科学犯罪捜査の分野の専門家がこのセミナーの教官を務め、「殺人に関連する犯罪捜査から実際の検死に至るまでのあらゆること⁶⁾」を教える。アラン・モーリッツ博士の指揮下にあるそのセミナーの教官たちは、「日々犯罪解明の偉業を成し遂げているきわめて優秀であるだけでなく実地経験のある」人たちである⁷⁾。その内の一人、医学博士で、犯罪学者で法廷弁護士であるイギリスのグラスゴー大学のロバート・P・ブリテン博士は、「実用的な探偵仕事に関して情報の宝庫であるだけでなく、英国とヨーロッパの警察の犯罪調査方法について最新の情報を提供できる⁸⁾」人物として紹介されている。つまり、その講師たちはその分野の国内外からの専門家から構成されていたことになる。

このセミナーでは、参加者の観察力と集中力を伸ばし、試すために犯罪事件が彼らに割り当てられる。それらの事件は全てが殺人事件というわけではなく、殺人に見せかけた自殺、またはその逆の場合もある。その参加者には、「事件解決につながる重要な手掛かりを指摘し」、「正しい解決を導き出すために何がなされるべきか」を述べるのが求められる。そして、それらの「殺人はほとんどの場合、最初の数分で凄腕の弁護士（ガードナーは、“proverbial Philadelphia lawyer”と表現している）の頭を混乱させるだろう邪悪な巧妙さで考え出されている」。これらの参加者は「警察官の中で最も上級なタイプ」の典型的な人々で、「何を探し」、「どこをどのように見るか」を知っており、そして「何か重要なものを見つけた時それが重要であると判断した理由を見極め、1つの説明を提言できる」人々である。このセミナーは、「有能な州の警察官を医師や弁護士と同じぐらいの専門家」にさせるとガードナーはそのセミナーを高く評価している。それゆえに、彼は、このセミナーのその様な修了者たちを彼の小説の中に登場させるつもりはないと述べている。その理由として、仮に「そのような警察官（ガードナーは、“Mrs. Lee’s graduate”と呼んでいる）を登場させたら、主人公と同じぐらい早く事件を解決するだけでなく、一連の事件解決よりも100ページかそこら先を行っているかも」知れないほど優秀である点を挙げている。

このセミナーにより「高度に訓練された有能な」警察官が他の警察官を「今度は訓練することができ」、「彼らが仕事で示す例により、他の人々をより効率の良い仕事をするように奮起させる」波及効果（ガードナーは“progressive”，つまり「漸進的」と書いている）をガードナーは指摘している⁹⁾。この発言は、ガードナーが作品の中でしばしば批判している警察や検察側のずさんな捜査が、このセミナーの修了生たち

が職場に戻り、同僚の警察官を教育することで、警察全体の質が向上し、将来冤罪を減らすことにつながる効果を生むことを示唆している。

ガードナーがこの点を特に重視した理由は、彼の36番目の作品、*The Case of the One-Eyed Witness*の前書きの中にある。彼はその中で、当時の「警察官の質の向上が法の正義の執行において最も重要な問題の1つ」であり、「自分の職業に誇りを持ち自分の知識に自信がある警察官は能力から生じる物静かな礼儀正しきで仕事に取り組む」。その一方で、「無知な警察官は、余りにもしばしば自分の無知を残忍性で隠し、無実の人々をたぶん刑務所に送るだろう」という点を挙げている。言い換えれば、犯罪捜査における警察官の資質が冤罪を生む要因の一つである点を指摘していると言えるだろう。そして、このセミナーは、警察官の質の向上につながる人材育成の場として必要な要素を満たしているとガードナーは称賛している。

これに関連して、後で言及するが、彼のライフワーク活動の1つである「最後の法廷」と言う言葉を、この36番目の前書きでは出してはいないが、その活動目的である「不当に殺人で有罪判決が下されている無実の人々を自由にする事」に奉仕する委員会と一緒に「光栄なことに」仕事をしていることに言及している。その活動を通して、「無実の人に有罪判決が下される度ごとに、それは大きな悲劇であるだけでなく、実際に罪を犯した人が（逮捕されないで）自由でいて、社会に対する1つの脅威であり続けることをはっきり理解させられた」。それと同時に、それを防ぐ為に、「犯罪捜査を他の分野の科学的業績に遅れないで付いて行かせることの重要性」¹⁰⁾にも気づかされたガードナーは指摘している。この点に関してもこのセミナーは最適な場であった。

ところで、リー警部のセミナーに関して、ガードナーはそれまでに招待された参加者の中で警察官ではない唯一の参加者であったと述べている。つまり、彼は通常では警察官に限定されたセミナーに参加できたことになる。ガードナーは、実際に弁護士経験があり、当時既に探偵小説家として確固たる地位を築き上げていた。弁護士家業から探偵小説家に転進したガードナーにとって、犯罪捜査に関する知識はあったとしても、さらに、探偵小説の中で、事件捜査や犯人探しに全力を尽くし、法廷では警察や検察官相手に活躍するペリー・メイスンを書くにあたり、警察の仕組みや捜査活動にも精通していたとしても、彼は犯罪の科学捜査の専門家ではなかったことは確かである。実際、33番目の前書きで、そのセミナーで実地説明された資料や方法は「多くの場合、法医学と毒物学の最新の研究成果にもっぱら頼るに違いないその研究者が今入手できる方法の何年も先を行くもので」、ガードナーにとって、このセミナーで知った「情報は計り知れないほど重要」であり、そこで出会った人々は「知的刺激」であったと評している¹¹⁾。この発言を通して、彼は最先端の科学技術を用いた警察の事件捜査手法を、各分野の専門家たちの講義を通して知り、その専門分野に本格的に

目覚めたことが伝わってくる。

ガードナーは、リー警部のセミナーを「あまりにも重要視しすぎると、読者は考えるといけないから」¹²⁾と、注釈を加えているが、この言葉は、彼本人も熱烈に話していることを意識しているが、語らずにはいられないほどの刺激を受けたことを吐露する言葉である。この発言は、このセミナーの事に初めて言及した33番目の前書きの中ではなく、驚くことに36番目の前書きに登場する。科学的犯罪捜査の最前線にいる専門家集団と初めて交流する機会を得て、その情報に触れた時の衝撃、知的興奮が、それを書いている時ですら、冷め遣らない状態にあったことを示していると言えるだろう。

その思いが表れているのが、33番目の前書きの直前に、添付されている別個の献辞である。それは、“To Mrs. Frances G. Lee Captain, New Hampshire State Police And One of the Few Women Who Ever Kept Perry Mason Guessing”, つまり「ニューハンプシャー州警察の警部で、ペリー・メイスンに絶えず謎解きを推測させ続ける数少ない女性の一人 フランシス・G・リー夫人へ」¹³⁾という献辞である。そして、それに続くペーパーバック版で3ページに渡る前書きの中でガードナーはそのセミナーの話をも熱く語り、リー警部が、繰り返しとなるが、「有能な州の警察官を医師や弁護士と同じぐらいの専門家」にさせるセミナーを実現させたことに対する「深い敬意と心からの賞賛と永遠の感謝の念」¹⁴⁾を表明し、その前書きを結んでいる。「ペリー・メイスン」作品の中で、この様な二重の献辞の形態は、これが、唯一の例である。その特殊性は、それほどまでに、このセミナーが彼にとって重要であったことを示す証拠と言えるだろう。

さらに、これは日付が添付されている数少ない前書きの一つで、この前書きの特殊性を示していると考えられる。それは1948年11月1日となっている。ガードナーは、この作品を執筆中にそのセミナーに参加していたと述べ、その前書き全体がそのセミナーのことに向けられている。そして、このセミナーやリー警部の名前が、これ以降の前書きの中でも頻繁に言及されていることに加えて、リー警部だけでなく、そのセミナーで出会った専門家たちもそれ以降の作品の献辞の対象として数多く登場してくることから、このセミナーこそが、実際にこの作品が出版された1949年以降、ガードナーに一連の同種の前書きを生み出させたことと断言できるだろう。言い換えれば、このセミナーが出発点、一連の同種の前書き添付の動因であり、一連の前書きを貫く重要な要素、「語らずにはいられない」テーマとなっているのは明らかである。次にもう一つの動因について見てゆくことにする。

b. 「最後の法廷」

ところで、33番目の作品を執筆した段階では、まだガードナーは冤罪という言葉

は使用していない。しかし、警察官の質、捜査手法の向上の問題は指摘している。そこで、ガードナーの35番目の作品、*The Case of the Negligent Nymph*、に付けられている前書きが登場する¹⁵⁾。そこでは、彼のライフワークとなる“The Court of Last Resort”（「最後の法廷」）が誕生する過程が述べられている。

その前書きによると、ガードナーは、その数ヶ月前（1948年の2月の終り）¹⁶⁾に全国誌の『アーゴシー』誌の発行者のハリイ・スティーガーと共に大好きなバハカリフォルニアをキャンプ旅行した。その旅行中、ガードナーが弁護士時代に扱った訴訟事件の中で、「不当に有罪となった無一文の不運な人たち」の2つの事件について話し合っていた¹⁷⁾。その前書きの中では言及されていないが、「いかにして裁判の実態を世間に知らせるか、その結果どんな反応が予想されるか、その反応が政府にどのような効果を及ぼすか」、「刑罰制度の改善にどんな行動を起こすことが可能か？ 誤審によって釈放された有罪者の比率は？ 誤審によって有罪にされた無実の人間の比率は？」¹⁸⁾などが話し合われた。その時スティーガーは「ガードナーが調査したいと思うその様な事件に遭遇したら、『アーゴシー』誌があらゆる方法を尽くして協力する」¹⁹⁾と言ったことから「最後の法廷」活動が始まることになる。

スティーガーと話し合う中で、ガードナーは『アーゴシー』誌がそのような「金もなく、あらゆる法的救済策を使い果たした人たちを助ける唯一の方法が、専門家から構成された委員会にそのような事件を調査してもらうことだ」とはっきり理解した。そのような委員会は、同業者の中で「その意見が最も影響力を持つような名声を持つ」人々で構成される必要があると悟ったと書いている²⁰⁾。そのガードナーの依頼を受けたのが、医師で、弁護士で、国際的に知られた犯罪学者レモイン・スナイダー（「法医学の分野では有数のエキスパート」で「彼の著書『殺人捜査』は法医学の専門書として…評判が高い」と評されている）と、有名な私立探偵レイモンド・シンドラー（ガードナーがある殺人事件の裁判で知り合った刑事で「最後の法廷」の調査活動のリーダーと説明されている）とこの前書きを書いている時には既に亡くなってしまっていたレオナルド・キーラー（彼は嘘発見器の「研究分野の先駆者」で、彼の死後は「科学捜査学会の元会長で嘘発見器の使用研究の大家アレックス・グレゴリーが後を引き継ぐ」）²¹⁾の3人である。そして、彼らはあらゆる方法でこの活動に協力することに同意した。ガードナーを含め調査をする人たちは無給で働く一方で、これらの調査費用は全て『アーゴシー』誌が払うことになった²²⁾とガードナーは「最後の法廷」誕生の経緯を読者に説明している。ところで、ヒューズによると、実際には、ガードナーは、「最後の法廷」の調査チームに加わっていたマーシャル・ハウツが、『アーゴシー』誌から解雇された時、次の職が決まるまで金銭的援助をしたり²³⁾、この活動に対して「再三にわたって自腹を切ったため、毎年少なからぬ額にのぼる金が活動の継続に捧げられること」になった²⁴⁾。さらに、ガードナー自身の計算によると、「彼の

時間の約八十パーセント」をこの活動に費やした²⁵⁾。これらの点は前書きの中で語られてはいないが、その様に、時間だけでなく、金銭的にもかなりの犠牲を払ってでもその活動に取り組んでいたガードナーの熱意が垣間見られる前書きとなっている。

ところで、前書きの中では言及されていないが、「最後の法廷」はガードナーが計画的に生み出したものではない²⁶⁾。ガードナーの冤罪に対する思いはずいぶん前からあったことは否定できない事実である。しかし、その思いを具体的に反映させる活動をする「最後の法廷」という調査委員会設立に直接影響を与えたのは、別の要因である。それは、1946年に発表されたアルヴァ・ジョンストンの*The Case of Erle Stanley Gardner*²⁷⁾という記事である。それは、当時発行部数が「五、六百万部」を誇る『サタデイ・イブニング・ポスト』誌に掲載された²⁸⁾。

ガードナーがジョンストンとのインタビューを受けた時、実際に弁護士として、「オクスナードの中国人の弁護に活躍した時代のことを長々と語り、結果として負け犬の守護神に関する記述が記事の少なからぬスペースを占めることになった²⁹⁾」とヒューズは述べている。出版された本の中でジョンストンも、「小さな町の弁護士の変化に富むさまざまな弁護士活動の中で、ガードナーは殺人者から中国人の宝くじ券の売人まであらゆる種類の犯罪事件を受けた³⁰⁾」と書いている。それに関して別の箇所では、ガードナーのオクスナードでの初期のころの依頼人の多くが中国人だったので「中国人たちの弁護士」と呼ばれていたことを紹介している³¹⁾。そして別の箇所では、さらに宝くじ券を売ったかどで起訴された20人の中国人の裁判での弁護を通して知り合った中国人社会とのガードナーの友好な関係について詳しく書かれている³²⁾。また他の箇所では殺人で死刑判決を受けたメキシコ人の事件を「自腹を切って」引継ぎ、「自己誤審令状」を使い、カリフォルニア州最高裁での再審理を獲得する事例が紹介されている。当初新たな裁判をする法的根拠が無いとして判決は覆らなかった。そこでガードナーは「ロスのメキシコ領事と南カリフォルニアのメキシコ人社会を奮起させ、公正な裁きを求める激しい抗議をさせた」。さらに、ガードナーは「有罪評決を下した12名の陪審員に寛大な措置を求める嘆願書に署名させさせた」。彼のそのような「煽動」の結果、州知事はその判決を終身刑に代え、結局、そのメキシコ人は自由の身になっているとジョンストンは書いている。さらにガードナーは、別の文無し殺人者のために自腹を切って働いた話もジョンストンは続けて書いている。それに関しては、ガードナーは法の抜け穴を見つけ、2回目の上訴の判断が下されるまで死刑執行を延期させようとしたが、結局、ガードナーが負け、死刑が執行されてしまう³³⁾。しかし、ガードナーは、「負け犬びいきの行動傾向、直観力」(“pro-underdog instinct”)を決して失わなかったとジョンストンは述べている³⁴⁾。オクスナード時代のガードナーの弁護士活動にはまさに「最後の法廷」活動の前哨戦に匹敵するものがある。

とにかく、そのような内容の記事が『サタデイ・イブニング・ポスト』誌に掲載さ

れたことから、「その家庭雑誌という特徴から、読者数は発行部数よりも多く、「一家族あたり二人から十人内外の読者がいたと考えられる」として、「何百万何千万もの人々が、私が負け犬の守護神であることを知った…それからというもの、私の元には、負け犬たちが守護神を求めて文字通り押し寄せてきた」³⁵⁾とガードナーが語っている。ジョンストンの記事によりオクスナード時代とは違い、ガードナーの冤罪を晴らす活動は、限られた地域内ではなく、全米中に知られることになった。ガードナーはその中で「最後の法廷」結成に繋がる重要なカリフォルニア州の死刑囚の事件に関わることになる。

1947年、その死刑囚が無実であると確信し活動する弁護士からの相談を受けたガードナーは、独自にその公判記録を読み、そこで採用された証拠が論理的に考えれば疑わしいだけでなく、被告は事件発生当時、被害者の父親と一緒に車に乗っていたと言う無実の決定的な証拠を突き止めた。ガードナーは、「公判記録により暴かれた奇妙な局面について、その直接得られた情報を一般の人々に与えたらどうなるかを確かめるのもおもしろいだろう」と思った。そこで彼はその結果を“The Case of the Red-Headed Killer”と題する記事にし、“True Police Cases”と言う雑誌に発表した³⁶⁾。さらにガードナーは、州知事にもその結論を伝える公開状を送った。その結果、多数の手紙が殺到し、死刑執行が延期され、この段階ではその被告は終身刑に減刑された。ジョンストンの記事を契機にガードナーは冤罪を晴らすことにここでも一役買うことができた。その上、調査の結果、冤罪と判定できる事件に関する記事を雑誌に発表し、世論と司法を動かすことに成功している。この手法は「最後の法廷」活動で使われていることから、ガードナーが言うようにこの事件は「最後の法廷」の発端 (origin) に位置付けられる³⁷⁾。これらの事からこの活動が計画的に生み出されたものではないことは明らかである。この記事が無かったなら、その結成時期はもっと後になったかもしれないし、ガードナーが個人的に活動するだけのままで終わっていた可能性も否定できないだろう。

ところで、この「最後の法廷」という名称は、ヒューズによると「ガードナーが書きもののなかで毎度力説し、しかもたいがい理解を得られなかった」「＜最後の法廷＞とは一般大衆である」と言う考えから来ていた。それは、「従来、法曹界では、“最後の法廷”といえは司法権下の最高の裁きの庭を指すことになっている」が、「民主国家においては、世論にこそ究極の権威が存するのだ」という考えである³⁸⁾。つまり、ガードナーは、冤罪とは法制度の中で生まれるもので、法曹界の最後の法廷である最高裁で下された判決を覆す方向に持ってゆくのは、ごく自然に考えても法曹界では無い。法曹界を突き動かし、再審に持ち込むには、冤罪であるという証拠・事実を提示し、世論に判断を委ね、世論を動かすことであると考えていたと思われる。一般の人々を動かすという意味では既に言及しているメキシコ人死刑囚を救うためにガー

ドナーがメキシコ人社会を動かして、結局州知事が減刑し、最終的にその死刑囚が自由の身になった例などを経験しているガードナーこそその考えであると言えるだろう。とにかく、冤罪の訴えを受け、それを徹底的に調査し、雑誌に冤罪の可能性を示す証拠を掲載し、冤罪の有無を一般の人々とともに法制度の外で裁断する。そこで冤罪の可能性有りとなされた場合、最終的には司法の場に持ち込み、法的に自由を勝ち取る道が開けることになる。その意味で、その調査委員会は、法的権限は持たないが、冤罪を訴える人々にとっては最後の法廷に等しい存在となったと考えられる。それゆえに、この名称はこの調査委員会にはふさわしい名称であったと言えるだろう。

ところでガードナーが1952年に本として出版した*The Court of Last Resort*、『最後の法廷』の1954年の改定・増補版に付け加えられた第20章の中で、「最後の法廷」活動に関して、「当初の目的は重大犯罪で間違っただけで有罪判決を下された無実の人々の不服申し立てを擁護することであった。私の意見ではそれは司法制度の改善に一般の人々の関心を喚起する最も劇的な方法であった³⁹⁾」と分析している。ここでの「それ」とは、冤罪を調査し、『アーゴシー』誌に「最後の法廷」という記事を掲載することを意味していると考えられる。既に言及しているジョンストンの『アール・スタンレイ・ガードナーの事件』が『サタディ・イブニング・ポスト』誌に掲載された後の「負け犬たち」の依頼の殺到をガードナーは体験している。またこの活動の発端となった訴訟事件でもその手法の有効性を確かめている。さらに、「最後の法廷」の記事の掲載先が、『サタディ・イブニング・ポスト』誌ほど幅広い読者層も、発行部数も持たない『アーゴシー』誌であったとしても、自身もミステリー小説家として出版物の影響を身に沁みて知っているガードナーが選んだ方法はまさに「最も劇的な方法」であったと言えるだろう。

ところで、その「最後の法廷」活動を実際始めると予想以上に大変であることが判明する。35番目の作品の前書きの中で、ガードナーはその苦勞を語っている。そのような裁判が結審し、有罪判決が下された事件を再審に持ち込むためには「関係当局が見逃した手がかりを見つけ、罪を放免させる真実の力を信じることを余儀なくされる」。そして、「古くてかび臭い大量の証拠を再調査し、古い手がかりの跡を追って探し出すには莫大な努力と時間と金」が掛かる。それに加えて、「事件が大量に押し寄せ続けるので、気づくと、調査するのに最も値する事件を選ぶための予備査定をしようとするのにさえ時間が限界まで酷使されている」とガードナーは書いている。「多くの夜、我々は部屋の中を行ったり来たりしながら、最も良い訴訟手続きをめぐり議論し、膨大な量の公判記録を丹念に調べ、見過ごされたり、間違っただけで解釈された手がかりの重要性を議論した」。それでもそこには「最も大きな満足感」と「独特のスリルと興奮」があると述べている⁴⁰⁾。

ガードナーがこの35番目の作品を書いている時、彼が「小説の中で生み出したど

んな筋書きにも劣らない奇怪な結果となった実際の2件の殺人事件について調査していた」と述べることからこの前書きは始まっている。一人は謀殺の罪で終身刑となり13年間、もう一人は故殺の罪で5年以上刑務所に入っているそれらの事件は十分に調査され、『アーゴシー』誌に「最後の法廷」コーナーで発表され、その記事の反響が契機となり、それらが共に冤罪であることが証明され、結果的に刑務所から出ることができたと前書きの中で報告している⁴¹⁾。

さらに、この本の執筆中に別の2件の事件にも文字通り深くかかわっているとガードナーは書いている。その内の一つは、2人の男が第一級殺人の罪で告発されたが、彼らは殺人を犯してはいないという理由で地方検事が起訴を見送った事件である。それにもかかわらず、特別検察官が任命され、彼らは有罪となり、死刑判決が下され、その後終身刑に減刑され、約13年間刑務所に服役している事件である。ガードナーはスナイダーと一緒にこの事件に取り組んできていると述べていることから、これに関しては、この前書きの時点ではまだ結果が出ていないことになる。

もう一つは、デトロイトのユダヤ教のラビが相談してきたミシガン州の事件で、謀殺の罪で終身刑を受け17年服役している無一文のユダヤ人についてであった。この『アーゴシー』誌に調査結果が発表され、それにより検察官が独立調査をした結果、その人物に不当に有罪判決が下されたと信じると言う調査結果が公表された。ガードナーがこの前書きを書いている時点で、再審を求める請願書が裁判所に提出され、裁判が再開された。それは「ミシガン州史上前例のない」⁴²⁾ ことであると、ガードナーは誇らしげに述べている。これらの事がこの前書きの中に詰め込まれているのは驚きである。私の知る限り、この種の小説の前書きの中で他に例が無いと言えるだろう。

これらの成果を挙げ、『アーゴシー』誌とその「最後の法廷」、そして、これらの活動を可能にさせてくれたその編集者兼共同出版者のハリイ・スティーガーと共同出版者のハロルド・ゴールドスミス⁴³⁾ にこの本を献呈するとガードナーは結んでいる。この前書きにも日付が明記されており、この点からもこの前書きが重要なものに位置付けられていることが分かる。

ところで、この前書きの日付は1949年10月である。しかし、『アーゴシー』誌に「最後の法廷」関係記事として最初に登場したのは、それよりも1年以上前で、スティーガーとの話し合いから半年後の1948年9月のことである。その最初の記事には“Is Clarence Boggie Innocent?”と直接的に冤罪の可能性を訴えるタイトルが付けられている。その後も10月に、“Should Clarence Boggie Be Pardoned?”と“The Keys Case”, 11月に“Battle for a Man’s Life”, 12月に“Argosy Uncovers Trail of Real Killer in Boggie Case”というタイトルで連続して記事が掲載されている。さらに1949年1月には、“Argosy Seeks Truth about Missing Fingerprint”, 3月には“The Incredible Case of Clarence Boggie”, そして、8月に“Are These Men Innocent?”,

そして9月には“Was Gross Railroaded?”, 10月には“Lay off the Gross Case”, 11月には, “A Practical Joke in Action”, そして12月に“Louis Gross Granted New Trial”という7本の記事を発表している⁴⁴⁾。つまりガードナーが35番目の作品の前書きで「最後の法廷」について詳しい説明をした時には, この活動は既に始まっていたことになる。そして上記のタイトルから, ガードナーが前書きの中で言及していた「ミシガン州史上前例の無い」再審開始を報じる事件は, 1948年の12月に掲載された記事が該当する。

ところで, この『アーゴシー』誌の「最後の法廷」関係記事は, その後, 1950年には12本, 1951年は6本, 1952年には4本の記事が掲載されている。そして, 既に言及しているように, 1952年11月には『最後の法廷』が本として出版されている。その後, その雑誌への記事の掲載本数は1953年には9本あるが, 1954年は2本だけとなっている。そこには, ガードナーが, この記事を巡り『アーゴシー』誌内の編集者たちと不和になった事情があった。ガードナーはそのため, 一時期「最後の法廷」記事の掲載をやめることを余儀なくされる。しかし, 1955年3月に復帰し, 10本の記事を書いている。1956年には, 8本, 1957年には9本, 1958年は4本である。しかし, 1959年には0本となる⁴⁵⁾。その背景には, その編集内部とのギクシャクした関係が続いていたことと, ある事件に対するその雑誌側との見解の相違があった。その見解の隔たりは決定的なもので, 1960年4月にガードナーはこの雑誌と「最後の法廷」から身を引くことを宣言することになる⁴⁶⁾。その結果, ガードナーはこの「最後の法廷」という名称での活動をやめることになるが, この活動の真の目的から身を引いたわけではなく, アメリカ・ポリグラフ協会に引き継がせ, 「新たに<事件再調査委員会>」として「活動を続け」させた⁴⁷⁾。

このような結末を迎えてしまったとは言え, この「最後の法廷」活動は非常に大きな功績を挙げたと評価されている。既に言及しているマーシャル・ハウツの言葉を借りれば, 「刑法や刑罰制度には法曹界の人間でさえほとんど関心がなかった」だけでなく, 「犯罪全般の総合的な研究もそれまでは行われてい」ず, 「警官の訓練教課もあってないようなものだった」当時, この活動が暴いた「アメリカの刑罰制度の実態はまさに衝撃的」であったとヒューズは述べている。1952年に出版された『最後の法廷』は, 「刑法と刑罰学の優れた手引書である」とする『アトランティック・マンスリー』誌の書評をヒューズは引用しさえしている。さらに, ガードナーは「刑務所の改善」にも「注目するに足る業績を残し」, 「裁判手続きの改善を目指し」, 「連邦最高裁判所にまで働きかけ」, 「法的援助を得るだけの資力のない者にたいし, 州の公費で弁護人を立てる権利を認めるという連邦最高裁の決定を引き出すにあっては, ガードナーにも功の一端があった」と評している。さらに, 「被告人は鑑定人および中立的専門家を立てる権利, ならびに検察側の病理報告, 指紋鑑定報告を研究する権利も認

められた」ことに関してもガードナーは貢献している。さらに、米国法曹協会も「ガードナーの目指すところを理解し、早くも1951年に刑法の公正化を求める委員会を組織して、＜最後の法廷＞と協力態勢をとった」とガードナーの功績をヒューズは称えている⁴⁸⁾。

そして、既に言及しているように、「最後の法廷」活動が既に始まり、成果を挙げているとは言え、まだ活動としては初期の段階にある時に書かれたこの前書きを読むと、彼の活動目的をさらに広く「ペリー・メイスン」の読者にも明確に伝え、読者にこの冤罪やそれを取り巻く司法制度の問題により関心を持ってもらうことを目的としたある意味で読者啓蒙の意図が伝わってくる内容と言える。この啓発に関しては1949年以前の前書きでも見られるものであるが、1949年以降の一連の前書きでは法制度に関する一貫したテーマが見られる点が異なっている。

ところで、既に述べているが、ガードナーが前書きに日付を入れているのは、この33番と35番の前書きとその他には2つしかない。そのうちの一つは、49番目の1956年に出版された作品、*The Case of the Terrified Typist*⁴⁹⁾の前書きである。彼の友人で、テキサス州の司法長官に向けた献辞に添付されている。その日付は1955年となっている。もう一つ、は1957年に出版された52番目の作品、*The Case of the Lucky Loser*⁵⁰⁾の前書きである。その作品が発表された当初には日付が付いていないが、前書きの中で紹介した人物の一人が死去し、もう一人の職業上の身分が変わったことを受けて追加されている。その日付は1958年である。この2つの前書きに関しては次回、個人への献辞の中で詳しく論じることにするが、結局、出版当初の前書きに日付が明記されているのは、46作品中わずか3作品となる。その中で、リー警部のセミナーについて語る33番目と「最後の法廷」の誕生と活動を伝える35番目の両方に日付が付けられていることは注目に値するだろう。それは単に、「たまたま偶然」のことであり、何の意図も無かったかもしれない。しかし、1949年以降の一連の前書きを生み出す原点、動因と位置づけられるリー警部のセミナーと彼のライフワークである「最後の法廷」の設立を伝える前書きの両方に日付が付けられているのは否定しがたい事実である。これらはガードナーにとって、彼の人生の中で新時代を開くような出来事であったことを暗示しているのではないだろうか。それゆえに、ガードナーは、心の奥底で、もしかしたら意図せずに、彼の出世作であり、代表作でもある、彼の分身とも評されるペリー・メイスンが活躍する作品の中にこれを記録としてしっかり後世に残して置きたかったので日付を添付したと結論付けるのは考え過ぎであろうか。

おわりに

この「最後の法廷」の誕生から活動までを語ることに終始するこの35番目の前書

きにより、ガードナーがこの「最後の法廷」の活動に並々ならぬ思いや、計り知れないほどの熱意を抱いていたことが伝わってくる。まさにヒューズが言うように、「<最後の法廷>ほど大きな意味を持つものは彼の全経歴を通してほかになかった」⁵¹⁾と言えるだろう。

さらに、この活動を通してガードナーは「科学捜査に関してはくろうとはだしのエキスパート」になり、「法医学、嘘発見器による検査法、犯罪心理学を学び、そうした問題をその道の専門家と対等に話し合うことができた」⁵²⁾。そのきっかけを作ったのがリー警部のセミナーであるのは明白である。とにかく、1949年以降のガードナーの46作品の前書きの内、41作品で、その最後に言及される献辞対象の名前の前に、“Dr”（博士）、または“Md”（医学博士）の称号が付いているのは驚異的である。それは、彼がこの分野にそれ程までに夢中になっていたことの証拠であろう。

結局、ガードナーの一連の前書きの中に頻繁に登場することになる犯罪捜査に関する多数の専門家たちに出会う場を与えたのはリー警部主催のセミナーで、これが1949年以降の前書きのきっかけとなる動因であることは明らかである。その一方で、彼が実際の弁護士時代に持った冤罪という問題を解決する必要性の意識を具現化したのが、「最後の法廷」活動である。その『アーゴシー』誌との「最後の法廷」という活動は、1960年に終わりとなってしまいが、この冤罪を防ぎ、冤罪をなくそうとする活動への思いは、その後もこの一連の前書きを彼に書かせる推進力、エネルギー源となる。それは第2の動因と言うよりはガードナーの弁護士時代から脈々と続く根本的な動因と言えるだろう。

この『アーゴシー』誌との関係がガードナーの前書きにどの様な影響を与えたかを含めて、今回はこの残りの前書きの内容を見てゆくことにする。

《注》

- 1) 1949年以前の前書きに関して、参照：日吉和子、「アール・スタンレー・ガードナーの『ペリー・メイスン』作品における前書き」城西大学語学教育センター研究年報、第10号、2017年11月、pp. 1-20。
- 2) 引用・参照：Erle Stanley Gardner, *The Case of the Dubious Bridegroom*, Pocket Books, Inc., New York, 1st printing, Nov. 1953, William Morrow edition, Feb. 1949. (Copyright 1949) 邦題：『怪しい花婿』、田中 融二訳、早川書房、昭和51年、東京、p. vii. (筆者による翻訳)
- 3) 参照：同上。
- 4) 引用・参照：The Case of the One-Eyed Witness, Ballantine Books, New York, 1st edition, June, 1955, pp. v-viii, p. v. (Copyright 1950) 邦題：『片眼の証人』、尾坂 力訳、早川書房、昭和34年、東京、pp. 5-8. (筆者による翻訳)
- 5) 引用：The Case of the Dubious Bridegroom, p. vii. (筆者による翻訳)

- 6) 引用・参照：*The Case of the One-Eyed Witness*, p. v。 (筆者による翻訳)
- 7) 引用：*The Case of the Dubious Bridegroom*, p. vii。 (筆者による翻訳)
- 8) 引用：参照：同上, p. viii-ix。 (筆者による翻訳)
- 9) 引用・参照：*The Case of the One-Eyed Witness*, p. vii。 (筆者による翻訳)
- 10) 引用：同上。 (筆者による翻訳)
- 11) 以上の引用：*The Case of the Dubious Bridegroom*, p. viiとp. ix。 (筆者による翻訳)
- 12) 引用：*The Case of the One-Eyed Witness*, p. vii。 (筆者による翻訳)
- 13) 引用：*The Case of the Dubious Bridegroom*, p. v。 (筆者による翻訳)
- 14) 引用：同上, p. ix。 (筆者による翻訳)
- 15) Erle Stanley Gardner, *The Case of the Negligent Nymph*, Granada Publishing Limited, 1969, reprinted 1981, first published in Great Britain by William Heinemann Ltd., 1956, p. 5-7。 (Copyright 1950 by Erle Stanley Gardner) 邦題：『あわてた人魚』。
- 16) 参照：Erle Stanley Gardner, *The Court of Last Resort*, Pocket Books, Inc, New York, 1952, revised and enlarged edition, 1954, p. 12。 (Copyright 1952, 1954)
参照：ドロシイ・B・ヒューズは「3月」と言っている。『ペリー・メイスン自身の事件 E・S・ガードナー伝』, 吉野美恵子訳, 早川書房, 1983年, 東京, p. 364。
- 17) 引用：*The Case of the Negligent Nymph*, p. 5。 (筆者による翻訳)
- 18) 引用：ドロシイ・B・ヒューズ, p. 365。
- 19) 引用：*The Case of the Negligent Nymph*, p. 5。 (筆者による翻訳)
- 20) 引用：同上。 (筆者による翻訳)
- 21) 引用：同上。 (筆者による翻訳) 文中のカッコ内に付け加えられている説明：引用：ドロシイ・B・ヒューズ, p. 366。
参照：*The Court of Last Resort*, pp. 17-19。
- 22) 引用：*The Case of the Negligent Nymph*, p. 6。 (筆者による翻訳)
- 23) 引用：ドロシイ・B・ヒューズ, pp. 367-368。
- 24) 引用：同上, p. 374。
- 25) 引用：同上, p. 368。
- 26) 参照：同上, p. 361。
参照：*The Court of Last Resort*, pp. 1-3。
- 27) Alva Johnston, *The Case of Erle Stanley Gardner*, William Morrow & Company, New York, 1946。 (Copyright 1946 by The Curtis Publishing Company, 1947 by William Morrow & Company) 邦題：『アール・スタンレイ・ガードナーの事件』。
- 28) その当時の『サタデイ・イブニング・ポスト』誌についてとガードナーの関係に

- については、参照：日吉和子、「アール・スタンレー・ガードナーの『ペリー・メイスン』作品における前書き」, pp. 11-14。
- 29) 引用・参照：ドロシイ・B・ヒューズ, p. 361。
- 30) 引用・参照：Alva Johnston, p. 15。(筆者による翻訳)
- 31) 引用・参照：同上, p. 31。(筆者による翻訳)
- 32) 引用・参照：同上, pp. 58-70。(筆者による翻訳)
- 33) 引用・参照：同上, pp. 22-24。(筆者による翻訳)
- 34) 引用・参照：同上, p. 49。(筆者による翻訳)
参照：*The Court of Last Resort*, p. 2。
- 35) 引用・参照：ドロシイ・B・ヒューズ, pp. 361-362。
- 36) 参照：*The Court of Last Resort*, pp. 9-10。出版社と日付に関しては参照：ドロシイ・B・ヒューズ, p. 498。
- 37) 引用：*The Court of Last Resort*, p. 1。
- 38) 引用・参照：ドロシイ・B・ヒューズ, pp. 364-365。
- 39) 引用：*The Court of Last Resort*, p. 329。(筆者による翻訳)
- 40) 引用・参照：*The Case of the Negligent Nymph*, p. 6。(筆者による翻訳)
- 41) 引用・参照：同上, p. 5。(筆者による翻訳)
- 42) 引用・参照：同上, p. 6。(筆者による翻訳)
- 43) 引用・参照：ドロシイ・B・ヒューズ, p. 364。彼女の本によると、ハロルド・ゴールドスミスはこの活動計画を「とりあわなかった」そうである。
- 44) 引用・参照：ドロシイ・B・ヒューズ, pp. 499-501。
- 45) 引用・参照：同上, pp. 501-513。
- 46) 引用・参照：同上, pp. 369-374。
- 47) 引用・参照：同上, p. 378。
- 48) 引用・参照：同上, pp. 376-377。
- 49) Erle Stanley Gardner, *The Case of the Terrified Typist, Perry Mason 2 in 1*, Pocket Books, 1975, New York。(Copyright 1956) 邦題：『怯えるタイピスト』。
- 50) Erle Stanley Gardner, *The Case of the Lucky Loser*, Ballantine Books, New York, 1990。(Copyright 1957 by The Curtis Publishing Company, 1957 by Erle Stanley Gardner) 邦題：『運のいい敗北者』。
- 51) 引用：ドロシイ・B・ヒューズ, p. 368。
- 52) 引用：同上, p. 377。